

天の川沿岸 土地改良だより

第46号

令和元年8月1日

米原市飯12-3

水と里ネット天の川
(天の川沿岸土地改良区)

☎ 0749-52-0067 (代)

FAX 0749-52-3871

E-mail: amanogawa@sepia.ocn.ne.jp

http://amano-gawa.jp/



改良区だより

発刊ご挨拶

理事長 田辺 和雄

組合員の皆様には、平素より、当土地改良区の運営及び事業推進に、格別のご支援、ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

お陰さまで念願でありました天の川揚水機場の電気設備、水管理施設等の更新事業も、平成27年度に着工以来、総事業費約7億円を投じ、平成30年度をもって立派に完成し、現在、本格的に稼働しているところであります。

昨年は大阪北部地震を始めとする地震や、相次ぐ台風、さらには竜巻など、全国各地で自然災害が猛威を振るい、大きな被害をもたらしました。被災された方々に心からお見舞いを申し上げるところです。今後

も、このような諸々の災害が頻発する傾向があると考えられますので、十分留意する必要があります。

さて、平成30年度から、「農村ま

るごと保全向上対策」の積極的な取組を進めるため、広域活動組織「天の川水と里保全会」を設立しました。当初8集落でスタートし、今年度から2集落を加え、現在10集落で各種活動を展開されているところであります。

最近、農村地域では農業ばなれ、人口の減少などが一層進み、農村の健全な存続が危ぶまれています。この為、集落による地域資源を適切に保全管理する重要性が叫ばれているところですので、ぜひとも多くの集落

が、農村まるごと保全向上対策に取組んでいただき、そして、広域活動組織への参加について検討して頂きますようお願いいたします。

前回にも紹介しましたが、昨年の6月に「土地改良法の一部を改正する法律」の成立を受けまして、令和元年度から、当改良区では会計方式を単式から複式簿記に移行しました。更に土地持ち非農家の増加を踏まえ、改良区の運営に耕作者の意向を反映できるように、理事の資格要件として、耕作者理事の定数設置や、組合員資格の拡大等、改正の基本的な部分に対応すべく、将来的に、定款や規則等を改正していかなくてはならないと考えています。このように今後も農業農村の大きな変化に対応するための様々な施策等に取組んでいく必要があります。

組合員の皆さまの更なるご理解とご支援をお願い申し上げます、簡単ですがご挨拶いたします。



一)挨拶

滋賀県湖北農業農村振興事務所

所長 小根田 康人

天の川沿岸土地改良区組合員の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃は、本県農政の推進に格別のご理解とご協力を賜っておりますこと、心からお礼申し上げます。また、農業用水の安定的な供給などによって、安全で安心な食料を生産する農業を支えるばかりでなく、美しい景観や環境、地域文化、歴史を育むなど、多面的な機能の発揮に貢献いただいていることに対しましても厚く感謝を申し上げます。

さて、平成27年度に採択されました県営かんがい排水事業天の川地区につきましては、総事業費7億6百万円を用いて、当初の計画どおり平成30年度をもって完了いたしました。その間、土地改良区の皆様には設計協議や各種調整など大変お世話になりました。整備されました電気設備や水管理施設等を有効に活用いただき、収益性の高い農業経営に取り組んでいただければこの上ない喜びでございます。

ここで、昨年度を振り返りますと、西日本豪雨、近年にない酷暑、度重なる台風の襲来など大変な気象変動に見舞われました。そのような気象条件下でも、作況指数は「99」の平年並みということでございました。生産者の皆様をはじめ、関係者の皆様、特に用水の安定供給にご尽力いただきました土地改良区の皆様に厚くお礼を申し上げます。

残念ながら、「みずかがみ」は穀物検定協会の食味ランキングで「特A」取得を逃しましたが、奪還に向けて取組んでまいりますので、引き続き皆様方のご支援をよろしくお願



第65回通常総代会開催

第65回通常総代会が去る3月20日午後1時30分より改良区事務所で開催されました。

総代41名中36名の出席のもと、米原市農政課高畑課長様、湖北農業農村振興事務所田園振興課の水谷課長補佐様の御臨席をいただき、議長には西番場の酒井昭氏が選任され、各議案について慎重審議の結果、いずれも原案とおりの可決、承認されました。

いします。

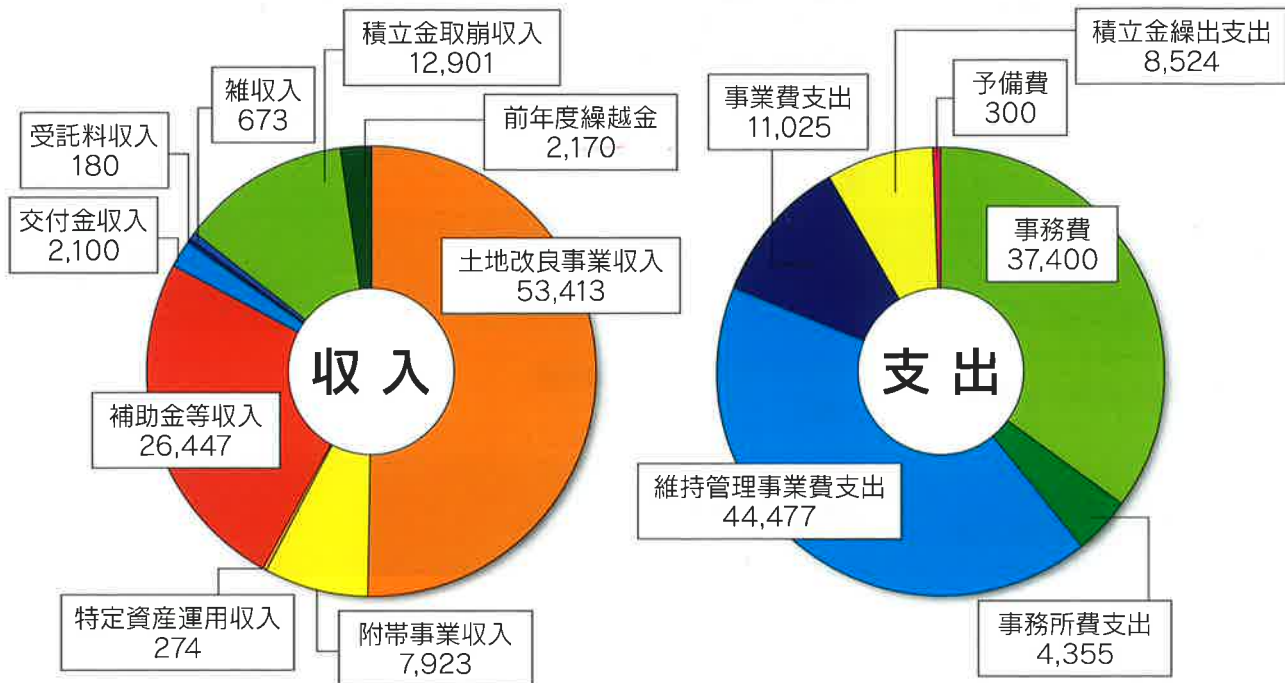
今年の1月には、「環境こだわり米コシヒカリ」を、ブランドとして流通拡大させるため、琵琶湖の湖面をイメージしたエメラルドグリーンの一パッケージでの販売を開始しました。県といたしましては「みずかがみ」とともに「環境こだわり米コシヒカリ」を近江米の2枚看板として強力に打ち出しております。

2月には、農林水産省から「日本農業遺産」の認定と「世界農業遺産」の認定申請の承認をいただき、産した。本年度には、琵琶湖と共に育まれてきた本県独自の農林水産業と文化、景観、生物多様性を「琵琶湖システム」として「世界農業遺産」の認定をいただき、県産農産物の高付加価値化や観光への起爆剤にしていきたいと考えています。

最後に、天の川沿岸土地改良区を核とした地域農業の発展と、組合員の皆様のご活躍を祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

令和元年度一般会計収支予算

総額 1億608万1千円



(単位：千円)

※令和元年度から複式簿記に移行したため、項目の名称を変更しています。

平成30年度収支の状況

一般会計

(円)

収入	金額	支出	金額
1. 組合費	49,055,000	1. 事務費	30,594,229
2. 使用料	7,459,108	2. 事務所費	345,426
3. 補助金	26,278,000	3. 維持管理費	45,394,355
4. 交付金	70,000	4. 事業費	17,814,688
5. 繰入金	12,746,000	5. 諸費	103,770
6. 委託金	180,000	6. 職員退職給与積立金繰出金	1,720,000
7. 雑収入	1,836,180	7. 基幹施設維持管理積立金繰出金	1,200,000
8. 繰越金	2,154,327	8. 総代選挙費	47,949
		9. 予備費	0
合計	99,778,615	合計	97,220,417

差引 2,558,198円を令和元年度へ繰越

特別会計残高

(円)

農地転用決済金	214,918,888
職員退職給与積立金	67,109,384
基幹施設維持管理積立金	70,546,750
土地改良施設財産処分積立金	22,554,733
事務所維持管理積立金	29,104,395
増加維持管理基金	70,593,397
合計	474,827,547

※去る7月22日に平成30年度の一般会計及び特別会計の決算監査を受け、上記の内容について承認をいただきましたので、その概要を報告します。尚、正式な決算書としましては、来年3月の通常総代会で承認いただいた後の取扱いとなります。

令和元年度の主な事業計画

令和元年7月現在

事業名	事業内容	事業費(千円)
国営造成施設管理体制整備促進事業	・農業水利施設の持つ、多面的機能を適切に発揮させるため、その管理体制の整備強化を図ります。 管理体制整備推進活動・強化支援	10,814
農業排水循環利用促進事業	・農業排水のリサイクル利用により琵琶湖への汚濁負荷軽減を図ります。(施設の点検・調整、濁度測定、ごみ上げ等)	1,672
農業基盤整備促進事業	【定額助成】(農家の自力施工) ・暗渠排水	6,520
農業水路等長寿命化事業	・息長揚水機場ポンプ整備補修 (軸スリーブ等の交換)	4,000
ミニ土地改良施設維持管理適正化事業(緊急)	・日光寺送水路補修工事	1,026

農地転用等にかかる地区除外決済金について

令和元年度 地区除外決済金

(10アール当り)

地区	金額
かん排地区	443,780円
普通地区	171,580円
特別1地区	71,340円
特別2地区	103,470円

- 改良区受益地内の田を宅地、駐車場、資材置場等に転用する場合や田を畑に転換する場合は、届出と共に地区除外申請し決済金及び手数料の納入が必要となります。尚、公共事業(道路や河川等)による転用の場合も決済金が必要です。
 - 地区除外決済金は、農地転用等による農地の減少、維持管理費の増大により、残った農地の組合員が過重負担にならないよう、組合員の負担の公平を図るため、農地転用する際には地区除外決済金を納付していただくかなければなりません。
 - 届出がない場合は、次年度以降も従来どおり賦課されることになります。
- ※宅地等に転用する場合でも、畑に転換する場合でも決済金単価は同じです。

令和元年度 賦課金額

経常賦課金

(円/10アール当り)

地区	事務所費	維持管理費	計
かん排地区	1,500円	6,000円	7,500円
普通地区	1,500円	2,100円	3,600円
特別1地区	800円	1,000円	1,800円
特別2地区	1,100円	1,600円	2,700円

土地改良事業 功労者表彰

令和元年6月24日、滋賀県土地改良事業団体連合会湖北支部協議会において土地改良事業功労者表彰が行われ、当改良区理事の飛戸利勝氏、西野敏夫氏の両名が受賞されました。おめでとうございます。

まるごと保全広域だより

— 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策 —

天の川水土里保全会運営委員会

平成30年度 天の川水土里保全会の実績

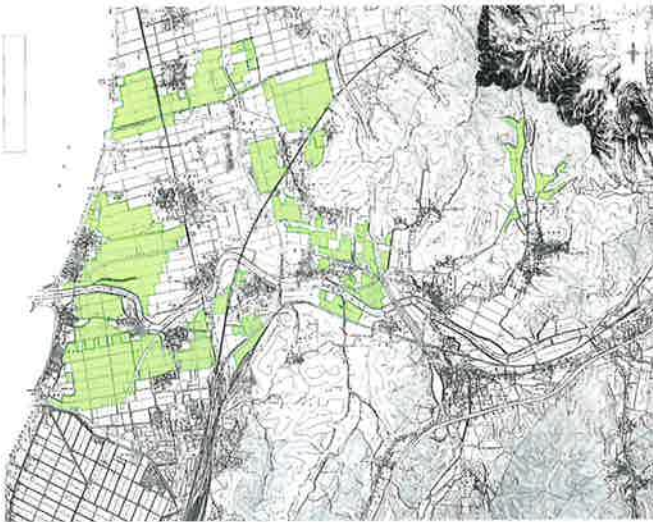
平成30年度は世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策交付金および市の補助金により約1,180万円の交付を受け活動を行いました。支出の内訳は日当・賃金が40%、購入・リース費が41.1%、外注費が8.9%、その他が10%という割合になりました。それぞれの集落では、策定計画に基づいた保全会活動が実施され、延べ2340人の地域の方々に参加していただいたこととなります。この他、運営委員会の開催、各種研修会への参加など組織運営を円滑に進めるための取組も実施しました。2年目を迎えた「広域活動」は、地域のみなさんのご協力により良好で堅実な成果が得られたと確信しております。

天の川水土里保全会の概要

設立年月日	平成30年4月17日
参加活動集落数	10集落（令和元年度現在）
参加団体数	1団体（改良区）
広域協定面積	349 ha
対象施設	水路 69km 農道 33.2km ため池 2箇所

協定対象区域図面

組織名： 天の川水土里保全会



協定参加集落組織及び団体

- 長沢環境保全の会 ●「七夕の里」よつぎ
- 新庄農村まるごと保全会 ●岩脇農地環境保全会
- 朝妻農地会 ●顔戸・人と環境を守る会
- 多和田まるごと保全会 ●筑摩農地保全会
- 舟崎まるごと保全会 ●上多良農地保全会
- 天の川沿岸土地改良区

今後の展望

- 「広域化」のメリットを最大限に活用できるように、天の川沿岸土地改良区管内の単独保全会の加入を促進したいと考えています。
- 地域のみなさん誰しものが保全会活動に気安く、かつ安全・安心に参加できるような工夫を考えたいと思います。
- 天の川沿岸土地改良区管内全域で農村まるごと保全対策が取り組まれ、広域組織に参加していただくことを目標としています。

天の川水土里保全会の本年度の環境保全活動から



「息長小学校の児童に田植えを体験していただきました」

新庄農村
まるごと
保全会
「田植え体験」



お魚観察会
in
長沢



「排水路魚道を遡上した魚類の観察会が毎年実施されています。」



天の川沿岸土地改良区 令和2年度採用職員募集

採用予定人数 1名
 採用期日 令和2年4月1日
 職種 一般事務、農業水利施設の維持管理
 受験資格 平成4年4月2日以降に生まれ、
 4年生大学を卒業または令和2年3月31日までに卒業見込みの者
 受付期間 令和元年9月20日までに必要書類を郵送または直接提出（郵送の場合当日消印有効）
 試験日 別途通知します（10月中下旬の予定）
 その他 詳細は当改良区のホームページまたはハローワークの求人情報をご覧ください
 問い合わせ先 天の川沿岸土地改良区 TEL0749-52-0067
 URL <http://www.amano-gawa.jp/>

組合員資格等に変更があった場合は 必ず「組合員資格得喪通知書」の届出をしてください。

農地の売買や相続等により組合員の資格に変更があった場合は、法務局や市役所等の手続とは別に、当改良区に必ず「組合員資格得喪通知書」の届出をお願いします。この届出に基づき当改良区の台帳を変更いたします。

尚、届出がない場合は、次年度以降も従来どおり賦課されます。

- 田を売買や交換等により所有権を移転された場合
- 農業者年金受給により経営移譲された場合
- 組合員の死亡等により名義を変更された場合

※組合員の住所が変わった場合も所定の用紙がありますので届出をお願いします。

※各種届出書はホームページからもダウンロードできます。また、改良区にお電話いただければ書類を郵送させていただきます。

天の川管内農業用水の歴史

丹生川、天の川合同井堰の起こり

かつて丹生川、天野川にはそれぞれ6箇所、27箇所の井堰が構築され、これを水源として田畑を潤していました。ところが、昭和28年の台風13号によりほとんどの井堰が壊滅的な被害に遭い、これらの復旧が国に申請されました。関係機関で協議され、県営災害復旧事業として、丹生川、天野川にあった各井堰をそれぞれ1箇所に統合し、合同井堰として近代化が図られることとなりました。本土改良区はこの復旧事業、井堰統合と同時に発足し、この後、揚水機場等も整備され現在に至ります。



卸代井堰(昭和29年頃、飯地先)



大応寺井堰(昭和28年頃、箕浦地先)



当初の天の川合同井堰

県営かんがい排水事業が完了

県営かんがい排水事業（農業水利施設保全合理化事業）が平成30年度をもって完了しました。最終年度は、幹線送水路の空気弁更新、取水塔の補修整備、分水路のフェンスと敷地内のコンクリートの舗装などを行い、全て無事に完了しております。4年間に亘る事業実施期間中、お世話になりました皆様には厚く御礼申し上げます。



取水塔 着工前



第1分水路 着工前



第3分水路 着工前



取水塔 完了



第1分水路 完了



第3分水路 完了

用水路の多面的機能について

集落の中を流れている用水路には、農業用水としての機能だけでなく、生活用水、親水機能、生態系保全といった様々な機能があります。中でも、近年は防火用水としての機能が注目されており、当改良区でも各集落の消防団と協定を結ぶなど、協力体制を整えています。



米原市消防団協力事業所のプレート



当改良区の水路を利用した消防ポンプの点検・放水の様子



農業用水以外の水路の利用



各集落による防火用堰板設置

21世紀創造運動推進中

各小学校や農村まるごと保全向上対策の活動組織、関係機関と連携図り、水生生物観察会を実施しました。子供たちが、水路や田んぼの持つ役割と水の大切さ、生き物や環境保全等に関心を持ってくれることを願い、今後も活動を展開していきたいと考えています。



坂田小学校水生生物観察会



息長小学校水生生物観察会



人権 ～ 日常の思いやりの心 ～

私たちは、毎日の生活でしばしば「人権」ということばを目にしたたり、聞いたことがあると思います。「人権」ということばからどんなイメージを受けますか？よく分からないけれど堅苦しい感じ、難しい感じでしょうか。

人権とは、人が人らしく生きていくために認められている権利であり、誰からも侵されることのない権利で、すべての人にとって大切なものです。人権は、日常の思いやりの心によって守られなければならないものです。

農業用排水路にごみや刈り草を流さないようにしましょう！！



・水路にはごみがたくさん流れてきます。ごみのポイ捨て禁止はもちろんのこと、風で飛びそうな畦波シートや肥料袋等はきちっと保管しましょう。



・草刈りをするときは、水路から外側に向かって刈り、なるべく刈り草が落ちないように心がけましょう。

橋の申請について

- 土地改良区が管理する水路に橋をかける場合は、承認申請が必要です。所定の申請用紙がありますので必ず申請して下さい。
- 通行以外の目的での橋の設置は承認いたしかねます。また、未承認物件は撤去を求める場合があります。
- 承認した目的以外での利用は認められません。通行以外の私的な利用は御遠慮願います。

●ポンプの運転計画はホームページにも載せております。毎年変更がありますのでご活用ください。
<http://www.amano-gawa.jp/>